

土砂災害防止に向けた盛土の安全対策の推進及び法整備に  
関する意見書（案）

令和3年7月3日、静岡県熱海市伊豆山地区で発生した土砂災害は、死者26名、行方不明者1名、被害棟数128棟という、甚大な人的・物的被害をもたらした。近年、台風や豪雨などの自然災害は激甚化する傾向にあり、今後、更に建設工事等による盛土の崩壊を原因とする土砂災害が発生することが懸念されている。

熱海市の土砂災害を受けて、国は関係府省連絡会議を設置し、地方自治体に依頼して盛土の総点検を進めている。これにより、危険と判断された盛土の是正措置及び盛土の崩壊による被害を防止するための対策の実施が急務である。

宅地造成や廃棄物の埋立てによる盛土は、宅地造成等規制法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により安全対策が義務付けられている。しかし、ビルの建設工事などで発生する建設残土による盛土を規制する法律はない。建設残土の処理は県境を越える場合があるため、地方自治体の条例で定める罰則では、抑止力として不十分であり、全国一律に適用される最低限度の基準が不可欠である。

このため、土砂災害防止に向けた盛土の安全対策及び実効性のある法整備を進める必要がある。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 危険と判断された盛土について、安全対策を推進すること。
- 2 建設残土の発生から搬出・処理までを管理する法整備を進めること。
- 3 地方自治体が盛土の安全対策を行う場合は財政支援策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月 日

東京都議会議長 三宅 しげき

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
国土交通大臣  
環境大臣

宛て